

機能訓練特化

富山型デイサービス リハットネス 運営規程

第1条（事業の目的）

エイサック株式会社が開設する、地域密着型通所介護、介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービス、基準該当障害福祉サービス事業所（以下「事業所」という）の運営及び利用について必要な事項を定め、事業所の生活相談員、介護職員（以下「生活相談員等」という）が要介護または要支援状態にある高齢者に対し、適正な通所型サービスを提供することを目的とする。

第2条（基本方針）

利用者が、可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ、自立した生活を営むことができるよう必要な日常生活上の援助及び心身機能の維持向上を目指すと共に、利用者の家族等の身体的、精神的負担の軽減を図る。

第3条（運営の方針）

- 当事業所において提供する地域密着型通所介護、介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービス、基準該当障害福祉サービス（以下、「通所サービス」という）は、介護保険法並びに関係する厚生労働省令等の趣旨内容に沿ったものとする。
- 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと、綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 事業所の生活相談員等は、利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めると共に、利用者及びその家族のニーズを的確に捉え、必要とするサービスの提供を図る。
- 事業所の生活相談員等は、利用者及びその家族に対し、サービスの内容や提供方法について分かり易く説明する。
- 事業所の生活相談員等は、適切な介護技術をもってサービスを提供する。
- 事業所の生活相談員等は、常に、提供したサービスの質の管理、評価を行う。

第4条（職員の職種、員数、職務内容）

事業所に勤務する職員等の職種及び職務内容、員数は次のとおりとする。

- 管理者（1名）
管理者は、事業所の従業員の管理及び業務管理を一元的に行う。
- 生活相談員（常勤・非常勤1名以上）

生活相談員は、利用者及び家族の必要な相談に応じると共に、適切なサービスが提供されるよう、事業所内のサービスの調整、居宅介護支援事業者等、他の機関との連携において必要な役割を果たす。

3 介護職員（2名以上）

介護職員は地域密着型通所介護の提供にあたり、利用者的心身の状態を的確に把握すると共に、適切な介助を行う。

4 機能訓練指導員（1名以上）

機能訓練指導員は、利用者が日常生活を営むのに必要な機能の維持向上を図る為に必要な機能訓練等を行う。

5 看護職員（1名以上：併用介護施設との密接かつ適切な連携）

看護職員は、健康チェック等を行うことにより利用者の健康状態を的確に把握すると共に、利用者が各種サービスを利用する為に必要な処置を行う。

第5条（営業日及び営業時間）

事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

1 営業日 土曜日、日曜日、祝日を除く毎日

（但し8月14日～16日、12月31日～1月3日を除く、また管理者の判断により変更する場合もある）

2 営業時間 午前8時30分～午後5時30分

第6条（利用定員）

地域密着型通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業・基準該当障害福祉サービスの利用定員は合わせて次のとおりとする。

1 単位15名（地域密着型通所介護、介護予防、日常生活支援総合事業、基準該当障害福祉サービス定員を併せて）

第7条（地域密着型通所介護、介護予防・日常生活支援総合事業、基準該当障害福祉サービスの内容）

地域密着型通所介護、介護予防・日常生活支援総合事業、基準該当障害福祉サービスの内容は次のとおりとする。

1 日常生活動作能力に応じた必要な自立支援及び介助

- ・ 排泄の介助
- ・ 移動の介助
- ・ その他必要な身体介助

2 健康状態のチェック

3 機能訓練サービス

- ・ 日常生活動作に関する自立支援及び訓練
- ・ 関節可動域訓練
- ・ 筋力強化訓練
- ・ 行事的活動

4 送迎サービス

5 各種相談、援助、助言

第8条（通所サービスの利用料）

通所サービスの利用料は、介護報酬の告示上の額とし、通所サービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち、各利用者の負担割合応じた額とする。

但し、次に掲げる内容については、別に料金の支払いを受ける。

- 1 介護保険給付の上限を超えてサービスを利用した場合、その利用料金は全額自己負担となる。
- 2 その他、通所型サービスにおいて、通常必要となるものに係る費用で利用者が負担することが適當と認められる費用を実費で請求する。
紙おむつ代等、理美容代、キャンセル料等。
- 3 前項のサービス提供においては、事前に利用者もしくはその家族等にサービス内容及び費用について説明を行い、同意を得る。
また支払いに同意する旨の書面に、記名捺印を受ける。

第9条（通常の事業の実施地域）

黒部市・下新川郡（入善町・朝日町）

第10条（秘密保持義務）

事業所の生活相談員等は、業務上知り得た秘密について、正当な理由無く他に洩らしてはならない。職員でなくなった後も同様である。

第11条（虐待防止に関する事項）

事業所は、虐待の発生及び発生を防止するため、次の措置を講じる。

- (1) 虐待の防止に係る対策を検討するための委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に十分に周知する。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

第12条（苦情処理）

提供した通所型サービスに関する利用者からの苦情には、迅速、適切に対応する為、苦情受付責任者及び苦情解決責任者を設置し、事実関係調査の実施、改善措置、申告関係者に対する説明、及びその他必要な措置を講じるものとする。

第13条（損害賠償）

提供した通所サービスに賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

第14条（衛生管理）

通所サービスに使用する備品等を清潔に保持し、定期的または必要な都度に消毒を行う等、常に衛生管理に留意するものとする。

事業所の生活相談員等は、常に感染症等の知識の習得に努める。

第15条（緊急時の対応）

通所サービスの提供中に、利用者等に緊急事態が生じた時は、原則として、速やかに主治医及びその家族等に連絡する等の処置を講じ、管理者に報告しなければならない。

第16条（非常災害対策）

通所サービスの提供中に、天災、人災等の災害が発生した場合、生活相談員等は利用者の避難等適切な処置を講じる。また管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認しておく。また、非常災害時には、避難等の指揮をとる。非常災害に備え、年に二回以上避難訓練等を行う。

第17条（利用にあたっての留意事項）

生活相談員は、利用者に次の点について説明を行う。

- ・気分が悪くなった時は、速やかに申し出てもらう。
- ・共用の施設、設備等は、他の利用者にも配慮し利用してもらう。
- ・サービス提供時間外は、送迎サービスを提供できない場合がある。

第18条（事業の廃止又は休止の届出及び便宜の提供）

事業所は、事業の廃止又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1月前までに、次に掲げる事項を黒部市へ届け出るものとする。

- (1) 廃止し、又は休止しようとする年月日
- (2) 廃止し、又は休止しようとする理由
- (3) 現に通所型サービスAを受けている者に対する措置
- (4) 休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間

第19条（その他運営について留意事項）

事業所は、生活相談員等の能力向上を図るため、研修の機会を次のとおり設け、業務体制を整備する。

- | | |
|---------|-----------|
| 1 採用時研修 | 採用後 6ヶ月以内 |
| 2 定期研修 | 年 1回程度 |

第20条（地域との連携など）

指定地域密着型通所介護事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努める。

- 2 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下、この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね 6 月に 1 回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聞く機会を設ける。
- 3 指定地域密着型通所介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに当該記録を公表するものとする。

この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、「^{エイサック}Eisac株式会社」の役員の協議により定めるものとする。

附則

この規程は平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は令和 6 年 4 月 1 日から施行する。